

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会開催要綱

1. 目的

柔道整復師の学校養成施設のカリキュラム等については、平成12年以降、大きな改正を行っていないが、この間、柔道整復師学校養成施設数が増加する等、柔道整復師を取り巻く環境も変化し、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上が求められている。

このような状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師の学校養成施設の指定基準等の見直しなど、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の検討を行う。

2. 検討内容

「柔道整復師学校養成施設指定規則」及び「柔道整復師養成施設指導ガイドライン」の見直しについて

- (1) 総単位数の引上げについて
- (2) 最低履修時間数について
- (3) 臨床実習の在り方について
- (4) その他

3. 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

また、座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 運営

- (1) 座長は構成員の互選とする。
- (2) 座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 検討会の議事は別に検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 検討会の事務は医政局医事課において行う。
- (5) その他、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において決定する。

5. 施行

この要綱は、平成27年12月11日より施行する。

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会構成員

碓井 貞成 公益社団法人全国柔道整復学校協会会長

釜范 敏 公益社団法人日本医師会 常任理事

北村 聖 東京大学大学院医学系研究科
附属医学教育国際研究センター 教授

樽本 修和 帝京平成大学 教授
(一般社団法人日本柔道整復接骨医学会)

長尾 淳彦 明治国際医療大学保健医療学部 教授
(公益社団法人日本柔道整復師会)

成瀬 秀夫 東京有明医療大学 柔道整復学科長

西山 誠 国際医療福祉大学 教授

福島 統 公益財団法人柔道整復研修試験財団 代表理事

細野 昇 呉竹医療専門学校長

松下 隆 一般財団法人脳神経疾患研究所
附属総合南東北病院 外傷センター長

(五十音順、敬称略)